

○ 金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（平成二十三年金融庁告示第百五号）

改 正 案	現 行
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる金融庁長官が指定する取引及び貸借を次のように定め、公布の日から平成二十六年十二月三十一日まで適用する。 金融庁長官 畑中龍太郎 （定義） 第一条 この告示において「外国清算機関」とは、外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十八条二十八項に規定する金融商品債務引受業をいう。以下同じ。）と同種類の業務を行う者（当該業務を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において法第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けている者に限る。）をいう。 2 この告示において「対象外国清算機関」とは、外国清算機関のうち、次に掲げる国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者（当該業務を行うことにつき、当該国の法令の規定により当該国において法第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる金融庁長官が指定する取引及び貸借を次のように定め、公布の日から平成二十六年十二月三十一日まで適用する。 金融庁長官 畑中龍太郎 （定義） 第一条 この告示において「外国清算機関」とは、外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十八条二十八項に規定する金融商品債務引受業をいう。以下同じ。）と同種類の業務を行う者（当該業務を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において法第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けている者に限る。）をいう。 2 この告示において「対象外国清算機関」とは、外国清算機関のうち、次に掲げる国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者（当該業務を行うことにつき、当該国の法令の規定により当該国において法第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類

する許可その他の行政処分を受けている者に限る。」をいう。

一 アメリカ合衆国

二 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

3 この告示において「指定外国清算機関」とは、外国清算機関のうち、次に掲げる者をいう。

一 エルシーエイチクリアネットリミテッド

二 コリアエクスチェンジ

4 この告示において「外国清算機関清算参加者」とは、外国清算機関の定めるところにより、当該外国清算機関の行う金融商品債務引受業と同種類の業務の直接の相手方となる資格を与えられた者をいう。

5 この告示において「対象有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの
二 前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

（金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引）

第二条 金融商品取引法施行令（次条において「令」という。）第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するものは、取引の規模等に鑑み、当該取引に基づく債務の不履行が生じた場合であっても、当該取引の当事者である金融商品債務引受業対象業者（法第二条

する許可その他の行政処分を受けている者に限る。」をいう。

一 アメリカ合衆国

二 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

3 この告示において「指定外国清算機関」とは、対象外国清算機関のうち、エルシーエイチクリアネットリミテッドをいう。

（新設）

（新設）

4 この告示において「外国清算機関清算参加者」とは、外国清算機関の定めるところにより、当該外国清算機関の行う金融商品債務引受業と同種類の業務の直接の相手方となる資格を与えられた者をいう。

5 この告示において「対象有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの
二 前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

（金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引）

第二条 金融商品取引法施行令（次条において「令」という。）第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するものは、取引の規模等に鑑み、当該取引に基づく債務の不履行が生じた場合であっても、当該取引の当事者である金融商品債務引受業対象業者（法第二条

第二十八項に規定する金融商品債務引受業対象業者をいう。以下この条において同じ。）の財務内容の健全性の確保に支障が生じないと認められるものとして第一号及び第四号に掲げるもの並びに対象外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている取引のうち、内外の市場の状況に照らして、金融商品債務引受業の対象取引（法第二十八条に規定する対象取引をいう。）から除かれる取引として指定することが、決済の安定性の確保の観点から適当であると認められるものとして第二号及び第三号に掲げるものとする。

一 外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている法第二十八条第二十二項第六号に掲げる取引（外国又は外国法人の信用状態に係る事由又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十条に規定する事由（外国又は外国法人に係るものに限る。）を同号に規定する事由とするものであって、当該業務の相手方となる金融商品債務引受業対象業者が、次に掲げるいずれかの方法により当該業務の相手方となる場合に限る。）

イ 当該外国清算機関の外国清算機関清算参加者（金融商品債務引受業対象業者である者を除く。以下この条において同じ。）を自己の代理人として、自己の債務を当該外国清算機関に負担させる方法

第二十八項に規定する金融商品債務引受業対象業者をいう。以下この条において同じ。）の財務内容の健全性の確保に支障が生じないと認められるものとして第一号に掲げるもの並びに対象外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている取引のうち、内外の市場の状況に照らして、金融商品債務引受業の対象取引（法第二十八条第二十八項に規定する対象取引をいう。）から除かれる取引として指定することが、決済の安定性の確保の観点から適当であると認められるものとして第二号及び第三号に掲げるものとする。

一 外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている法第二十八条第二十二項第六号に掲げる取引（外国又は外国法人の信用状態に係る事由又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十条に規定する事由（外国又は外国法人に係るものに限る。）を同号に規定する事由とするものであって、当該業務の相手方となる金融商品債務引受業対象業者が、次に掲げるいずれかの方法により当該業務の相手方となる場合に限る。）

イ 当該外国清算機関の外国清算機関清算参加者（金融商品債務引受業対象業者である者を除く。以下この条において同じ。）を自己の代理人として、自己の債務を当該外国清算機関に負担させる方法

ロ 当該外国清算機関の外国清算機関清算参加者に自己の債務をいったん負担させた上で、当該債務を当該外国清算機関に負担させる方法

二 対象外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている対象有価証券の売買

三 指定外国清算機関のうち前条第三項第一号に掲げる者が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている次に掲げる取引

イ 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（当事者があらかじめ約定する金融指標（金融商品（同条第二十四項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）の利率に限る。）と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の差に基づいて算出される金銭（円建てのものを除く。ロにおいて同じ。）の授受を約するもの又はこれに類似するものに限る。）であって、当該業務の相手方となる金融商品債務引受業対象業者が、次に掲げるいずれかの方法により当該業務の相手方となるもの

(1) 当該指定外国清算機関の外国清算機関清算参加者を自己の代理人として、自己の債務を当該指定外国清算機関に負担させる方法

(2) 当該指定外国清算機関の外国清算機関清算参加者に自己の債務をいったん負担させた上で、当該債務を当該指定外国清算機関に負担させる方法

ロ 当該外国清算機関の外国清算機関清算参加者に自己の債務をいったん負担させた上で、当該債務を当該外国清算機関に負担させる方法

二 対象外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている対象有価証券の売買

三 指定外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている次に掲げる取引

イ 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（当事者があらかじめ約定する金融指標（金融商品（同条第二十四項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）の利率に限る。）と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の差に基づいて算出される金銭（円建てのものを除く。ロにおいて同じ。）の授受を約するもの又はこれに類似するものに限る。）であって、当該業務の相手方となる金融商品債務引受業対象業者が、次に掲げるいずれかの方法により当該業務の相手方となるもの

(1) 当該指定外国清算機関の外国清算機関清算参加者を自己の代理人として、自己の債務を当該指定外国清算機関に負担させる方法

(2) 当該指定外国清算機関の外国清算機関清算参加者に自己の債務をいったん負担させた上で、当該債務を当該指定外国清算機関に負担させる方法

ロ 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（当事者が元本（円建てのものを除く。）として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は市場金利の約定した期間における変化率（以下「利率等」という。）に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約するもの（当事者の一方が相手方に支払う金銭と相手方が当事者の一方に支払う金銭とが同一の通貨建てのものに限る。））であつて、当該業務の相手方となる金融商品債務引受業対象業者が、イ(1)又は(2)に掲げる方法により当該業務の相手方となるもの

四| 指定外国清算機関のうち前条第三項第二号に掲げる者が金融商

品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（当事者が元本（韓国ウォン建てのものに限る。）として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約するもの（当事者の一方が相手方に支払う金銭と相手方が当事者の一方に支払う金銭とが韓国ウォン建てのものに限る。））

（金融商品債務引受業の対象取引から除かれる貸借）

第三条 令第一条の十九第二号に規定する金融庁長官が指定するものは、対象外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として

ロ 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（当事者が元本（円建てのものを除く。）として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は市場金利の約定した期間における変化率（以下ロにおいて「利率等」という。）に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約するもの（当事者の一方が相手方に支払う金銭と相手方が当事者の一方に支払う金銭とが同一の通貨建てのものに限る。））であつて、当該業務の相手方となる金融商品債務引受業対象業者が、イ(1)又は(2)に掲げる方法により当該業務の相手方となるもの

（新設）

（金融商品債務引受業の対象取引から除かれる貸借）

第三条 令第一条の十九第二号に規定する金融庁長官が指定するものは、対象外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として

引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている
対象有価証券の貸借とする。

引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている
対象有価証券の貸借とする。